

助成制度を拡充・新設しました!!

1 不燃化促進助成（拡充）

市街地大火での延焼を防ぐため、区北部の幹線道路沿道、小学校などの周辺及び主要生活道路沿道等で燃えにくい建物（不燃建築物）を建築した場合に、助成を行っています。

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| 不燃建築物の建築 | ⇒ 基本助成額を210万円から 460万円 にUP! |
| 主要生活道路沿道で不燃建築物の建築 | ⇒ 基本助成額を150万円から 330万円 にUP! |
| 除却加算（解体） | ⇒ 上限額を50万円から 100~200万円 にUP! |

2 不燃化特区助成（拡充）

木造密集市街地を改善するため、京島周辺地区と鐘ヶ淵周辺地区で燃えにくい建物（不燃建築物）へ建て替えたり、老朽建築物解体の際に、助成を行っています。

- | | |
|------------------|---|
| 老朽建築物を不燃建築物への建替え | ⇒ 基本助成額を150万円から 230万円 にUP!
（プラス 建築設計費100万円） |
| 老朽建築物を木造準耐火等へ建替え | ⇒ 建築設計費100万円（変更なし） |
| 老朽建築物の除却（解体） | ⇒ 上限額を90万円から 200万円 にUP! |

3 整備地域等不燃化集中促進助成（新設）

震災時に甚大な被害が想定される地域の不燃化を集中的に促進するため、新たな区域を対象として、燃えにくい建物（不燃建築物）へ建て替えたり、木造建築物等を解体した際に、助成を行っています。

- | | |
|---------------|---|
| 不燃建築物へ建替え | ⇒ 基本助成額 230万円
（プラス 建築設計費 100万円 ） |
| 木造建築物等の除却（解体） | ⇒ 150万円 |

対象区域

向島五丁目、東向島一丁目、東向島四丁目、東向島五丁目1~37番、東向島六丁目、押上三丁目、八広一丁目、八広二丁目1~52番、八広三丁目1~35番、八広四丁目1~47番、八広五丁目、立花二丁目

4 その他加算制度（新設のみ）

不燃化特区助成、整備地域等不燃化集中促進助成では、高齢者世帯・子育て世帯の建替えや特定路線で耐火建築物へ建て替えた場合の加算メニューを新たに用意しました。

- | | |
|----------------------|----------------|
| 高齢者（60歳以上）世帯加算（同居含む） | ⇒ 50万円 |
| 子育て世帯加算（子（中学生以下）と同居） | ⇒ 50万円 |
| 特定路線沿道にて耐火建築物への建替え | ⇒ 100万円 |

詳しい内容は
こちらから！



**助成制度のご利用には、その他
詳細な条件等**があります。区HP
をご覧ください。

墨田区都市計画部不燃・耐震促進課

電話：03-5608-6268

FAX：03-5608-6409

メール：funentaishin@city.sumida.lg.jp